

件名：新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて（学生版、第2報）

学生各位

新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大広がりにより、
4月16日に緊急事態の対象が静岡県を含む全国に拡大されました。

そこで学習、研究、及び、事業実践活動について、以下の通りの行動を要請します。
この要請は当面5月10日（日）まで継続します。また、今後の状況に応じて変更されることがあります。

（登校について）

1. すべての学生の登校を原則禁止します。
学習、研究、及び、事業実践活動は、原則、在宅、または、所属先企業で行ってください。
打合せ等はインターネットを活用してください。
実験等でやむを得ず登校が必要な場合は、指導教員と相談の上、学長の許可を得てください。
来客対応は禁止です。
学内の滞在は最短時間にとどめてください。
なお、この期間、講義、全体ゼミはありません。

（体調不良の場合について）

2. 感染した場合
帰国者・濃厚接触者相談センターや医師の指示に従ってください。指導教員に連絡してください。
3. 海外からの帰国者、濃厚接触者等感染疑いのある場合
帰国者・濃厚接触者相談センターに問合せってください。指導教員に連絡してください。
4. 発熱（37.5℃以上）等の風邪などの体調不良の場合
自宅待機してください。指導教員に連絡してください。
5. 同居する家族等の風邪などによる体調不良の場合
自宅待機してください。

（外出自粛について）

6. 不要不急の外出を控えてください。都道府県間の移動を自粛してください。

教務委員長
石井 勝弘